

## 大月市地域おこし協力隊観光振興事業実施要領

平成30年5月25日 決裁

(趣旨)

第1条 大月市地域おこし協力隊設置要綱(平成26年大月市告示第103号。以下「要綱」という。)の規定に基づき主に観光の振興に資するための活動(以下「地域協力活動」という。)を行う者として委嘱する地域おこし協力隊については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(協力隊の取組)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、大月市内に居住しながら地域住民と協働し、経済活性化にむけた観光まちづくりに取り組むものとする。その取組により本市のさらなる観光振興が促進されるとともに、隊員自らが本市に定着することを目標とする。

(地域協力活動)

第3条 本要領に基づき地域おこし協力隊として委嘱する隊員が行う地域協力活動の内容については、次に定めるとおりとする。

- (1) 観光資源の開発及び調査研究に関する活動
- (2) 観光事業に関する情報取得及びPR活動
- (3) 観光関係事業団体と連携し観光特産品の改善、開発、販売拡大及びPR活動
- (4) 市主催行事等への協力活動
- (5) その他、地域の活力の維持及び強化に資すると市長が認める活動

(活動期間)

第4条 活動期間は、隊員として市長から委嘱後、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、活動状況などから双方協議の上3年まで延長することができる。

(活動条件等)

第5条 活動条件等については、次に定めるとおりとする。

- (1) 報酬は、月額 166,000円とする。
- (2) 活動時間は、午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。ただし、産業観光課長が必要があると認める場合には、活動時間を変更することができる。
- (3) 休日、休暇等については、大月市臨時的任用職員に関する規則(平成13年規則第21条)及び大月市臨時的任用職員取扱要綱(平成13年訓令第14号)を準用する。ただし、産業観光課長が休日において、必要があると認める場合は勤務しなければならない。この場合における休日の振替は大月市職員の例による。また、休日に活動時間を割り振る代休日の指定も同様とする。
- (4) 隊員は、自身の活動予定について、産業観光課長又は産業観光課長が指名する職員(以下「課長等」という。)とのミーティングや書面提出により、事前に調整を図るものとする。
- (5) 隊員は、毎日の活動を記録し、翌月10日までに報告書を課長等に提出するものとする。
- (6) 隊員は、次の場合、あらかじめ産業観光課長の承認を受けるものとする。ただし、緊急の場合については、随時協議により産業観光課長の承認を受けることができる。

ものとする。

ア 地域協力活動をすべき時間を変更する場合

イ 花咲庁舎以外の現場へ直行し活動を行う場合

ウ 花咲庁舎以外の活動現場から直接帰宅する場合

- (7) 隊員は、自身の定住・定着に向けた又は観光振興に資する事業を行う場合に限り、第5条第2号に定める活動時間内であっても対価を得る事業を行うことができるものとする。ただし、この場合は、あらかじめ収益事業等実施承認申出書（様式第1号）を提出し、市長の承認を得なければならない。なお、対価を得る事業に直接従事している時間については活動時間外として取り扱うものとする。
- (8) 前項の対価を得る事業を実施する隊員は、月毎に収支状況等を書面により産業観光課長へ報告しなければならない。
- (9) 第5条第2号に定める活動時間外における副業については公序良俗に反しない限り認めることとする。
- (10) 第5条第2号に定める活動時間外の地域のための活動については活動時間外として取り扱うものとする。

（経費の負担）

第6条 経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 市は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）において国が地方自治体に対して財政上の支援を行うとしている地域おこし協力隊員の活動に要する経費（以下「経費」という。）を予算の範囲内で負担する。
- (2) 隊員は、経費の支出を伴う活動を行う場合には、あらかじめ活動承認申出書（様式第2号）により、産業観光課長の承認を受けるものとする。
- (3) 研修費等については、必要と認める経費を予算の範囲内で、市において負担する。
- (4) 前項の場合、隊員は、あらかじめ研修等参加申出書（様式第3号）により、産業観光課長の承認を受けなければならない。

（福利厚生等）

第7条 隊員の福利厚生及び住居については、次のとおりとする。

- (1) 社会保険、厚生年金及び雇用保険に加入することを基本とする。ただし、隊員の活動内容に応じて、市と隊員で協議を行い、合意が得られた場合は、変更できるものとする。
- (2) 住居については、市が借り受けた空き家等に居住することを基本とする。ただし隊員が別の居宅を希望する場合には、市は家賃、敷金、礼金等必要な経費の内限度額を設けて助成することができるものとする。
- (3) 転居に要する費用については、隊員が負担するものとする。
- (4) 原則的に、生活備品、光熱水費等隊員が当該住居に居住するうえで必要な費用は、隊員が負担するものとする。

（隊員の募集及び選考）

第8条 市長は、隊員を別に定めるところにより募集及び選考する。

（庶務）

第9条 本事業の庶務は、産業観光課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年1月9日決済)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日決済)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年5月25日決済)

この要領は、公布の日から施行する。